



# 第1章

## 千曲市景観計画策定にあたって



# 第1章 千曲市景観計画策定にあたって

## 1-1 千曲市景観計画策定の目的

### 1) 千曲市の景観の特色

千曲市は、長野県北信地域の南東部に位置し、東は鏡台山<sup>きょうだいさん</sup>（1,269 m）、西は冠着山<sup>かむりきやま</sup>（1,252 m）、大林山<sup>おおばやしやま</sup>（1,333 m）をはじめとする山々に囲まれ、変化に富んだ眺望景観が望めるまちです。

千曲市の中心に千曲川<sup>ちくま</sup>が流れ、その両岸に農地・集落による田園風景や市街地を形成しており、特色ある地域の景観が広がっています。

日本有数の古墳群や、日本三大車窓<sup>おぼすて</sup>\*の一つであるJR篠ノ井線の姨捨駅<sup>おばすて</sup>から見える美しい棚田や夜景、交通の要衝として街道沿いに形成された旧宿場町の風情などの歴史的・文化的景観を有しています。

また、まちの玄関口として景観整備がなされた駅前市街地や、千曲川のほとりに展開する温泉街、高速道路や新幹線など近代的な構造物による都市景観も有しています。

### 2) これまでの取り組みと景観法による景観形成

千曲市以前の合併前旧市町では、都市計画マスタープラン等の中で景観の形成方針が示されてきました。特に旧更埴市では、HOPE<sup>ホープ</sup>計画や景観形成基本計画及び美しいまちづくり景観条例が制定され、稲荷山<sup>いなりやま</sup>の建造物群、あんずの里、姨捨の棚田など、特色のある地域を中心に、景観形成を進めてきました。

平成16年に制定された景観法では、我が国の都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進することを目的として、具体的な規制手法や支援を定めています。また、景観形成の基本理念として、「良好な景観は、現在及び将来における国民共通の資産」であり、「地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるため、適正な制限の下に、これらが調和した土地利用がなされる必要がある」としています。

千曲市では、議員提案により従来から更埴地域に適用されていた景観条例を市内全域に拡大するため、新たに「千曲市美しいまちづくり景観条例」を制定し、景観法との調整の上に平成21年8月に「千曲市景観計画」を策定しました。

その後10年ほど経過する中で、稲荷山地区が重要伝統的建造物群保存地区に選定され、歴史的風致維持向上計画が策定されたことで、良好な景観形成への市民の意識が高まってきたことや、太陽光発電施設の急速な普及が見られるなど、千曲市の景観を取り巻く状況が大きく変化してきています。

これらの社会情勢の変化に加え、第二次千曲市総合計画や第二次国土利用計画（千曲市計画）の策定、千曲市都市計画マスタープランの見直しが行われたことから、それらを踏まえ本計画の見直しを行いました。

\*日本三大車窓：旧国鉄が制定した車窓から見た絶景ベスト3といわれており、JR篠ノ井線の「姨捨駅」、北海道の根室本線「旧狩勝峠」、九州の肥薩線「矢岳駅」付近を指します。

### 3) 千曲市景観計画策定の目的

千曲市の景観は、大地が育む豊かな自然と、そこに住む人々の生業と生活<sup>なりわい</sup>によって培われた歴史や文化によって形づくられ、現在に至るまで脈々と伝えられてきた固有の資源です。

私たちは、この景観を市民共有の財産として捉え、今後のまちづくりに活かすことを目指し、千曲市独自の景観形成を進める必要があります。

これからの魅力ある千曲市独自の景観形成に向けては、市民・事業者・行政の役割分担と、相互の合意形成の中で、景観の保全、育成、創出を推進する必要があります。

そのため、ここに、千曲市らしい景観形成の道筋となる基本的な方針や、施策並びに規制を位置づける景観計画を定めます。

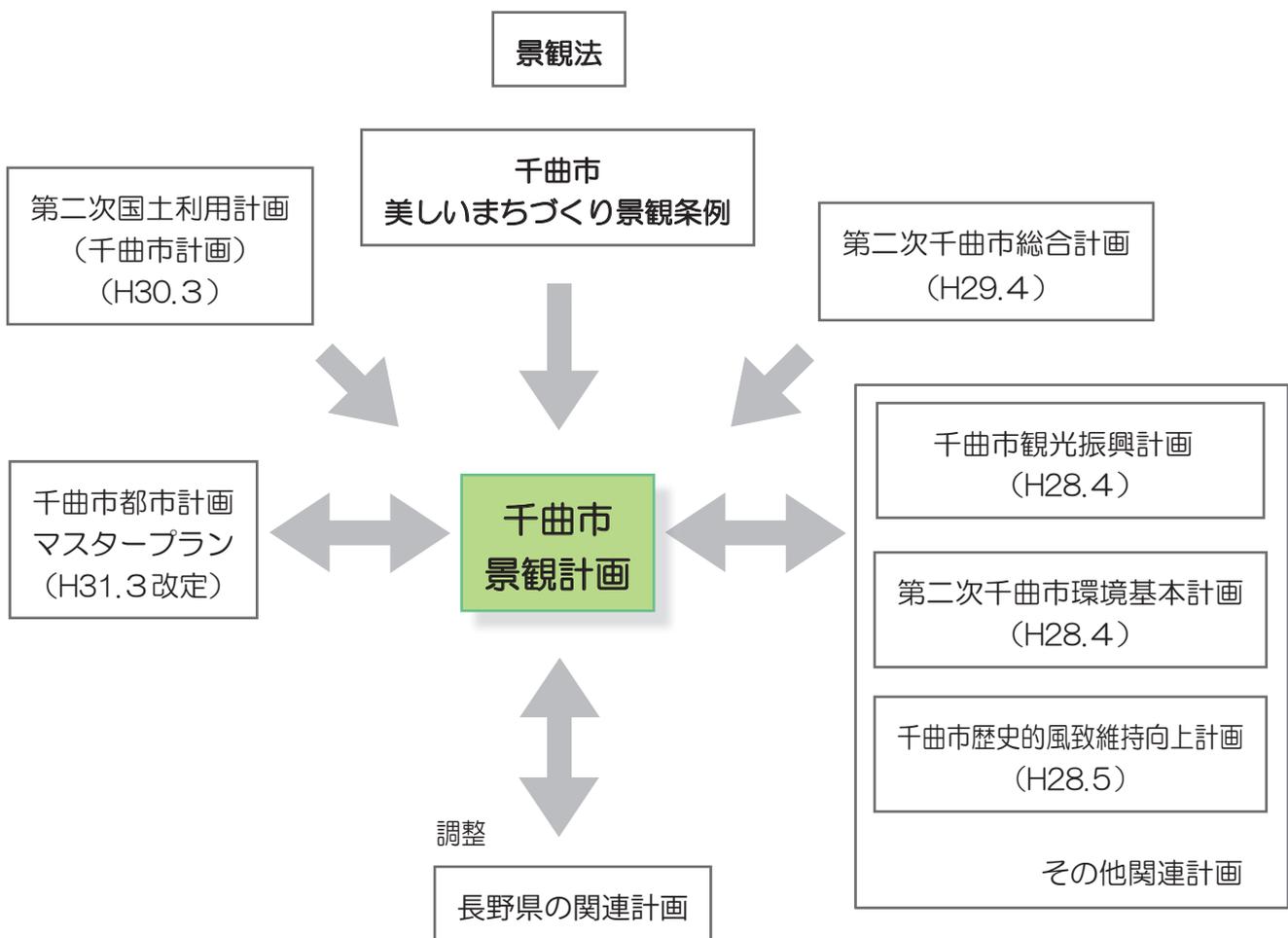
## 1-2 千曲市景観計画の位置づけ

本計画は、千曲市美しいまちづくり景観条例（以下、景観条例）第1条に掲げる目的を達成するため、景観法第8条並びに景観条例第6条に規定する景観計画として定めるものです。

また本計画は、景観行政を推進するためのマスタープランとして、総合計画及び国土利用計画に即し、またその他関連計画との整合を図るものとしします。

さらに長野県の関連計画との調整を取りながら、独自の景観行政の柱となる計画とします。

なお、以下、景観法及び景観条例での同義条項は、景観法の条項を記載してあります。





## 1-3 千曲市景観計画の性格と構成

本計画は、景観法に基づく景観形成の方針や規制などを示すものであり、千曲市全域を「景観計画区域」と定め、ゆるやかな規制・誘導を行うものです。一方で、千曲市の景観の個性を強めるため、計画区域の中に重点的に景観形成を図る地区（景観形成重点地区）を定めます。

良好な景観形成には、市民・事業者の理解や協力、社会情勢の変化への対応が必要です。本計画は景観形成重点地区の指定や、行為の制限に関する事項についての内容の変更、個別事項の決定等を随時行ない、常に成長する計画とします。

本計画の構成は、以下のとおりです。

### I 千曲市景観計画の前提

#### 第1章 千曲市景観計画策定にあたって

千曲市景観計画の目的／千曲市景観計画の位置づけ／千曲市景観計画の性格と構成  
上位関連計画での位置づけ

#### 第2章 千曲市の景観の現状と課題

千曲市の自然とまちの成り立ち／千曲市の景観特性／現状の課題と景観形成に向けた課題

#### 第3章 基本理念と目標

どのような考えで景観形成を進めるか、理念と目標を示しています。

### II 千曲市景観計画

#### 第4章 景観計画の区域【景観法第8条第2項第1号】

景観計画の区域を示しています。

#### 第5章 良好な景観の形成に関する方針【景観法第8条第3項】

良好な景観を形成するための方針を、以下の区分で示しています。  
景観形成の主体と役割及び実現施策／市域全体／景観形成重点地区

#### 第6章 行為の制限に関する事項【景観法第8条第2項第2号】

良好な景観の形成に関する方針をもとに、大規模開発行為に対して具体的な規制を示しています。

#### 第7章 その他の景観形成に関する方針【景観法第8条第2項第3号】

今後指定等が想定される以下の事項についての方針を示しています。  
景観重要建造物・景観重要樹木の指定方針／屋外広告物の表示及び掲出等に関する事項／  
景観重要公共施設の整備に関する事項／景観農業振興地域整備計画の策定に関する事項

参考資料

## 1-4 上位関連計画での位置づけ

千曲市では、以下の上位関連計画で景観に関する事項が定められています。

### 第二次千曲市総合計画【基本構想：平成29（2017）年度～平成38（2026）年度】

基本理念：○共生のまちづくり／○交流のまちづくり／○協働のまちづくり

将来像：科野の国 さらしな はにしな 史都がにぎわう 信州の交流拠点 千曲

■基本目標5：輝かしい歴史文化や美しい自然を未来に継ぐまち

達成方針3：景観の美しいまちをつくる

《基本施策》

1. 歴史や文化を感じる景観を形成する
  - (1) 歴史的まちなみの調査・保存とその活用
2. 地域の特性を生かした良好な景観をつくる
  - (1) 市街地景観の形成促進
  - (2) 農村景観の形成促進
  - (3) 地域との協働による景観形成の促進

### 第二次国土利用計画（千曲市計画）【平成30（2018）年度～平成38（2026）年度】

■市土利用の基本方針

- 持続可能で快適な都市を支えるコンパクトシティ+ネットワークの形成
- 農林業的土地利用・自然的土地利用の適切な保全
- 計画的な土地利用転換
- 安全・安心な市土利用
- 地球環境の保全と循環型社会の形成
- 豊かな自然環境と美しい景観の保全・創出
- 多様な主体の連携・協働による市土の経営・管理

### 千曲市都市計画マスタープラン【平成18（2006）年度～平成38（2026）年度】

■都市づくりの目標と基本方針

- (1) 人・まち・自然環境が共生する都市づくり
  - ①都市拠点を中心とする集約型の市街地づくり
  - ②環境負荷の低減を目指した都市づくり
  - ③千曲川と里山が身近に感じられる市街地づくり
- (2) 支えあい安心して生き生きと暮らせる都市づくり
  - ①安心して暮らせる災害に強いまちづくり
  - ②子供から高齢者まで快適に暮らせる地域社会の形成
  - ③歩いて暮らせる生活空間づくり



### (3) 活力に満ち交流の盛んなにぎわいのある都市づくり

- ①魅力ある市街地空間づくり
- ②立地特性を活かした広域的な交流
- ③さまざまな人との交流
- ④地域経済の活性化

### (4) 地域資源を活かし愛着と誇りが持てる都市づくり

- ①魅力ある地域資源の保全・活用・継承
  - ・美しい風景と自然資源の保全と活用
  - ・歴史的、文化的遺産の保全・継承
  - ・温泉資源の活用
- ②農村環境の維持・向上
- ③計画的に整備された都市施設の有効活用

### (5) 多様な主体の協働による市民が輝く都市づくり

- ①市民や団体等の参画
- ②千曲の応援団づくり
- ③行政による協働の仕組みの検討や支援
- ④広域的な連携による公共施設の利用促進と効率的な運用

## 千曲市観光振興計画【平成 28（2016）年度～平成 32（2020）年度】

観光振興ビジョン：<sup>いにしえ</sup>～古より特別の想いを寄せる憧れの地～ 科野 さらしなの里 千曲  
《基本的施策》

千曲ブランド<sup>※</sup>の維持・強化

○交流・活動の場の整備

- ・エリア毎の交流拠点の設置・機能確保
- ・駅前から観光地までの周辺整備
- ・温泉街の再生

○固有の文化・景観の保全

- ・あんずの景観保全
- ・姨捨の棚田の景観保全
- ・重要伝統的建造物群保存地区の景観保全
- ・千曲川の景観保全

※「千曲ブランド」：千曲市に來ないと、目にしたり、手に入れたりすることができない、独自の景観・人材・産物・文化等に対するイメージの総体。

**第二次千曲市環境基本計画【平成28（2016）年度～平成37（2025）年度】**

望ましい将来像：清らかな千曲川のほとり、豊かな緑があふれ、だれもが心の豊かさを感じられる、  
ふるさと千曲市

**■具体的な取り組みに向けた長期目標（景観に関する事項の抜粋）**

- 泳ぎたい千曲川を復活します
- 生きものが豊かな小川や水辺を復活します
- 里山を守り、活かしていきます
- 環境に配慮した農林業を推進します

**千曲市歴史的風致維持向上計画【平成28（2016）年度～平成37（2025）年度】****■歴史的風致の維持及び向上に関する方針**

歴史と伝統を反映した人びとの活動の継承や歴史的建造物の保存・活用、歴史的建造物を取り巻く環境の保全を図る。また、これらの取り組みと併せて歴史的風致の認識を高めることにより、一体的に歴史的風致の維持向上を図る。

- （1）歴史的建造物の保存・活用の推進
- （2）歴史的建造物等を取り巻く環境の保全
- （3）歴史と伝統を反映した人びとの活動の継承
- （4）歴史的風致の認識を高めるための取り組みの推進

